

社会福祉法人 さくら会

さくら苑デイサービスセンター 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人さくら会（以下「指定事業者」という。）が開設するさくら苑デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）が行う指定通所介護及び第1号事業、また介護保険に基づく介護予防・日常生活支援事業、介護保険法に基づく第1号事業など（以下「指定事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定事業所の生活相談員その他の職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態（第1号事業にあつては要支援状態）にある者に対し、適正な通所介護及び第1号事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 デイサービスセンターが行う指定通所介護事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活の世話及び機能訓練等を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努める。
- 2 デイサービスセンターが行う第1号事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行う。また、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけを行い、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うよう努める。
 - 3 指定事業を提供するにあたっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。
 - 4 指定事業者は、事業の提供にあたって、利用者の心身の状況、その置かれている環境他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

（事業所の名称等）

第3条 指定事業を行うデイサービスセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 さくら苑デイサービスセンター
- （2） 所在地 札幌市西区発寒17条3丁目4-30（特別養護老人ホームさくら苑内）

（事業の実施地域）

第4条 札幌市西区（平和、福井、小別沢、西野6条以北を除く）、
札幌市北区（新川、新琴似のみ）、
札幌市手稲区（稲穂、星置、金山、道道手稲石狩線以北を除く）

（利用者の定員）

第5条 指定事業の定員は30名とする。

（営業日、営業時間及びサービス提供時間）

第6条 指定事業所の営業日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日とする。1月1日・1月2日を除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- （3） サービス提供時間 午前9時30分から午後1時35分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業サービスの内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活相談（相談援助等）
- (2) 個別機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第8条 デイサービスセンターが行う指定事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務可）
管理者は、デイサービスセンターの従業者の管理及び指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤兼務可）
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、相談、助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 2名以上（常勤または非常勤兼務可）
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び適切な介護を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（常勤または非常勤兼務可）
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤または非常勤兼務可）
機能訓練指導員は、利用者に対し、日常生活を営むのに必要な機能改善又は減退を防止するための訓練を行う。

(利用料金等)

第9条 利用料の額を（介護保険給付サービス・介護保険給付対象外サービス）別紙料金表によるものとする。

- 2 利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに関する同意を得る。
- 3 利用者は、施設の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第10条 指定事業者は、利用者から法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、当該サービス内容、費用の額その他必要な事項を記載した証明書を交付する。

(通所介護計画等の個別計画の作成等)

第11条 指定事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別にサービスの目標、内容、実施期間を定めた通所介護計画等の個別計画を作成する。

- 2 通所介護計画等の個別計画の作成、変更の際には、利用者又は家族等に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し通所介護計画等の個別計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、実施状況の把握（モニタリング）・評価を行う。また、適時その結果を利用者のケアプランを管理する指定介護及へ報告するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 12 条 指定事業者は、指定事業の提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明し、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第 13 条 指定事業者は、正当な理由なく指定事業の提供を拒まない。

(受給資格等の確認及び要介護認定の申請に係る援助)

第 14 条 指定事業者は指定事業の提供を求められた場合は、その者の被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及びその認定期間を確認する。

- 2 指定事業の提供に際し、要支援又は要介護認定を受けていない利用申込者については、申請の有無を確認し申請が行われていない場合は必要な援助を行う。また、要支援又は要介護認定の更新の申請にあっても、有効期間満了の日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

第 15 条 指定事業者は、指定事業を提供した場合はその内容、サービス費の額その他必要な事項を書面に保管するものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 16 条 指定事業者は、利用者に指定事業の提供を行う場合は、法定代理受領サービスとして受け取ることができるための必要な助言、援助を行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第 17 条 指定事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知する。

- (1) 正当な理由がなく指定事業の提供に従わないことにより、要支援又は要介護状態等が増進したと認められるとき。
- (2) 不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第 18 条 従業者は、指定事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(安全管理体制等の確保)

第 19 条 サービスの提供に当たっては常に安全管理体制の確保に留意して行うこととする。

(従業者の勤務体制等)

第 20 条 指定事業者は、指定事業ごとに従業者の勤務体制を定める。

- 2 指定事業者は、指定事業所の従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用時
 - (2) 継続研修 年間 1 回以上

(事業の概要の掲示)

第 21 条 指定事業者は、指定事業の実施に係る運営規程を定めるもののほか、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第 22 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。従業者を退いた後も同様とする旨を雇用契約の内容とする。

- 2 指定事業者は、指定事業の実施にあたり利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(指定事業の広告)

第 23 条 指定事業者は、指定事業を広告する場合は、その内容が適正であることに十分留意する。

(利益供与の禁止)

第 24 条 指定事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、自己のサービスを利用させることの代償として利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 25 条 指定事業者は、提供した指定事業に係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(事故発生時の対応)

第 26 条 指定事業者は、指定事業の提供により事故が発生した場合は、北海道、市町村及び利用者の家族に速やかに連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 指定事業者は、指定事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償する。ただし、施設の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができる。

(虐待防止に関する事項)

第 27 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の原則禁止)

第 28 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 29 条 職場におけるハラスメント防止のために、雇用管理上の措置を講じる。

(業務継続計画に関する事項)

第 30 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に従い必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 31 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理及び感染症対策体制の徹底等)

第 32 条 指定事業者は、食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を行う。

- 2 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(記録の整備)

第 33 条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定事業者は、指定事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 34 条 利用者又はその家族は、施設の利用に当っては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 喫煙 特定の場所以外での喫煙は禁止すること。
- (2) その他、施設及び設備の使用にあたっては、善良な管理者の注意をもって使用するほか、他の利用者に迷惑を及ぼす行為は禁止する。

(その他運営についての留意事項)

第 35 条 この運営規程に定める事項のほか、指定事業の提供に関する必要な事項は、利用者又はその家族と指定事業者との協議により定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 9 月 2 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 23 年 12 月 2 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成28年10月24日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。